

消費者

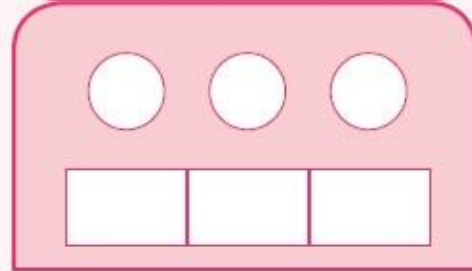
架空請求に注意！

放置すると法的措置？！

あなたが利用した総合情報サイトの無料退会期間が過ぎており、料金が未払いのまま放置されています。

このまま放置すると法的措置に移ります。本日中にお電話ください。

XXX-XXX-XXXX



連絡してください」などと書いてあるものもありますが、この場合も絶対に連絡してはいけません。電話をしないと、脅迫的な口調で料金を請求されてしまいます。また、氏名や住所などといった個人情報

報を聞き出されることもあります。さらに、一度支払ってしまうと、その後も次々と請求される恐れがあります。

なお、メールの場合は防御策として迷惑メールフィルターの活用やメールアドレスの変更などが考えられますので、状況に応じて検討してください。

本物かどうか疑わしい請求が届いたときや、不審、不安な時には、決して一人で悩まずに消費者センターにご相談ください。

携帯電話やパソコンにこのようなメールが届いたことはありませんか？これは、身に覚えのないサイトなどの料金を請求してくる架空請求です。右のように、「総合情報サイト」や「総合コンテンツ」など内容を特定しないあやふやで誰にでもあてはまるような表現のほか、アダルトサイトや出会い系サイト、通信販売の商品などとさまざまな名目で無差別に請求し、法的措置や強制執行といった言葉で不安をあおってきます。

また、通常のメールの他に、電話番号を利用して短いメッセージを送るショートメッセージサービス(SMS)やはがきを使った同様の手口もあります。

覚えのない請求を受けた場合は、相手に連絡を取らず無視することが大切です。中には「覚えのないかたも

■ご相談は消費者センター(メルカつきまち4階、相談専用☎829・1234)へお気軽にどうぞ。受け付けは午前10時～午後5時です。12月29日(月)～1月3日(土)、月曜日は休業(祝日の場合、直後の平日)。